

神奈川県立図書館組織規則

昭和59年3月31日
教育委員会規則第4号

改正 昭和60年3月30日教育委員会規則第7号 平成2年3月31日教育委員会規則第8号
平成2年9月21日教育委員会規則第16号 平成5年10月19日教育委員会規則第10号
平成7年3月31日教育委員会規則第6号 平成10年3月31日教育委員会規則第7号
平成13年3月30日教育委員会規則第5号 平成17年3月29日教育委員会規則第19号
平成18年3月31日教育委員会規則第14号 平成22年3月30日教育委員会規則第11号
平成26年1月28日教育委員会規則第2号 平成30年3月30日教育委員会規則第7号

神奈川県立図書館組織規則をここに公布する。

神奈川県立図書館組織規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
 - 第2章 県立図書館（第2条～第14条）
 - 第3章 県立川崎図書館（第15条～第22条）
 - 第4章 雑則（第22条の2・第23条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、神奈川県立図書館及び神奈川県立川崎図書館の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 県立図書館

（部及び課の設置）

第2条 神奈川県立図書館に、次の部及び課を置く。

管理課

広報・生涯学習推進課

企画サービス部

企画協力課

調査閲覧課

地域情報課

資料部

図書課

情報整備課

（管理課の事務）

第3条 管理課においては、次の事務を分掌する。

- （1）公印に関する事。
- （2）文書の收受、発送、保存、閲覧等に関する事。
- （3）個人情報の開示、訂正、利用停止等に関する事。
- （4）人事に関する事。
- （5）財産の管理及び館内の取締りに関する事。

- (6) 図書館運営の総合調整に関する事。
- (7) 電気、機械等の施設の保全に関する事。
- (8) 施設及び設備の整備に関する事。
- (9) 予算の経理に関する事。
- (10) 物品の調達及び処分に関する事。
- (11) その他他課の主管に属しない事。

(広報・生涯学習推進課の事務)

第4条 広報・生涯学習推進課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 図書館事業の広報に関する事。
- (2) 生涯学習に係る情報及び参考資料の収集、整理、紹介及び提供並びに相談に関する事。
- (3) 生涯学習情報システムの運営及び利用の調整に関する事。
- (4) 生涯学習に係る研修の企画及び実施に関する事。
- (5) 生涯学習に係る県内大学等との連携及び協力に関する事。
- (6) 生涯学習に係るボランティア活動の推進に関する事。

第5条 削除

(企画協力課の事務)

第6条 企画協力課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 図書館事業の総合的企画及び調整に関する事。
- (2) 市町村立の図書館等に対する指導、助言、連絡調整等に関する事。
- (3) 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室（以下「他の図書館等」という。）との連絡及び協力（他課の主管に属するものを除く。）並びに図書館において利用に供する図書、文書、記録、定期刊行物その他これらに類する資料（以下「図書資料」という。）の相互利用に関する事。
- (4) 視聴覚教育施設及び他の図書館等との視聴覚教育に係る連絡及び協力に関する事。
- (5) 講座、展示、研修会等の企画及び実施に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 図書館情報ネットワーク・システムの運営及び利用の調整に関する事。
- (7) その他部内他課の主管に属しない事。

(調査閲覧課の事務)

第7条 調査閲覧課においては、次の事務（地域情報課の主管に属するものを除く。）を分掌する。

- (1) 図書資料並びに視聴覚教育のための資料（以下「視聴覚資料」という。）及び機材（以下「視聴覚機材」という。）の館内利用及び館外貸出しに関する事。
- (2) 図書資料、視聴覚資料及び視聴覚機材に係る調査研究及び相談に関する事。
- (3) 図書資料の複写に関する事。
- (4) 視聴覚資料及び視聴覚機材の相互利用に関する事。
- (5) 図書資料、視聴覚資料及び視聴覚機材についての相談サービス、閲覧等に係る講座、展示、研修会等の企画及び実施に関する事。
- (6) 視聴覚機材の修理、整備及び保管に関する事。
- (7) 県の政策立案支援に係る情報サービスに関する事。
- (8) 図書館の障害者サービスに関する事。

(地域情報課の事務)

第8条 地域情報課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 図書資料のうち、神奈川の地域研究に資する図書、文書、記録、定期刊行物その他これらに

- 類する資料（以下この条において「地域資料」という。）及び雑誌、新聞その他これらに類する刊行物（以下「新聞雑誌類」という。）の館内利用、館外貸出し及びデジタル化に関すること。
- (2) 地域資料及び新聞雑誌類に係る調査研究及び相談に関すること。
 - (3) 地域資料及び新聞雑誌類の複写に関すること。
 - (4) 地域資料及び新聞雑誌類についての相談サービス、閲覧等に係る講座、展示、研修会等の企画及び実施に関すること。
 - (5) 他の図書館等及びこれらに類する施設との地域資料及び新聞雑誌類に係る連絡及び協力に関すること。
 - (6) 神奈川県に関する文献情報（新聞）の登録に関すること。

（図書課の事務）

第9条 図書課においては、次の事務（情報整備課の主管に属するものを除く。）を分掌する。

- (1) 図書資料の選定及び受入れに関すること。
- (2) 図書資料の登録、分類、装備並びに目録の作成及び整備に関すること。
- (3) 図書資料の修理、整備、製本、保管及びデジタル化に関すること。
- (4) 図書資料に係る情報及び参考資料の収集、整理、紹介及び提供に関すること。
- (5) 図書資料に係る講座、展示、研修会等の企画及び実施に関すること（調査閲覧課及び地域情報課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 神奈川県に関する文献情報（図書）の登録に関すること。
- (7) その他部内他課の主管に属しないこと。

（情報整備課の事務）

第10条 情報整備課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 視聴覚資料及び新聞雑誌類の選定及び受入れに関すること。
- (2) 視聴覚資料及び新聞雑誌類の登録、分類、装備並びに目録の作成及び整備に関すること。
- (3) 視聴覚資料及び新聞雑誌類の修理、整備、製本、保管及びデジタル化に関すること。
- (4) 視聴覚資料及び新聞雑誌類に係る情報及び参考資料の収集、整理、紹介及び提供に関すること。
- (5) 新聞雑誌類及び視聴覚資料に係る講座、展示、研修会等の企画及び実施に関すること（調査閲覧課及び地域情報課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 神奈川県に関する文献情報（雑誌）の登録に関すること。

第11条から第14条まで 削除

第3章 県立川崎図書館

（部及び課の設置）

第15条 神奈川県立川崎図書館に、次の部及び課を置く。

- 管理課
- 事業部
 - 企画情報課
 - 資料整備課

（管理課の事務）

第16条 管理課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 公印に関すること。
- (2) 文書の收受、発送、保存、閲覧等に関すること。

- (3) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。
- (4) 人事に関すること。
- (5) 財産の管理及び館内の取締りに関すること。
- (6) 図書館運営の総合調整に関すること。
- (7) 電気、機械等の施設の保全に関すること。
- (8) 施設及び設備の整備に関すること。
- (9) 予算の経理に関すること。
- (10) 物品の調達及び処分に関すること。
- (11) その他他課の主管に属しないこと。

第17条 削除

(企画情報課の事務)

第18条 企画情報課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 図書館事業の総合的企画、調整及び広報に関すること。
- (2) 市町村立の図書館等に対する指導、助言、連絡調整等に関すること。
- (3) 他の図書館等との連絡及び協力（他課の主管に属するものを除く。）並びに図書資料及び視聴覚資料の相互利用に関すること。
- (4) 図書館情報ネットワーク・システムの運営及び利用の調整に関すること。
- (5) 自然科学、産業技術、知的財産、規格及び会社史関連に関する図書資料、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいい、図書館の使用に係る電子計算機と他の者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続することにより利用に供することができるものを含む。）及び視聴覚資料その他これらに類する資料（以下これらを「科学技術資料」という。）の館内利用及び館外貸出しに関すること。
- (6) 科学技術資料に係る調査研究及び相談に関すること。
- (7) 科学技術資料の複写に関すること。
- (8) 科学技術資料に係る講座、展示、研修会等の企画及び実施に関すること。
- (9) 第6号及び前号に掲げるもののほか、試験研究機関、産業団体及び企業等と連携したものづくりに係る講座、展示等及び知的財産に係る専門相談に関すること。
- (10) 県内の試験研究機関、大学及びこれらに類する施設との科学技術資料の相互利用に関すること。
- (11) 県内の企業、団体、大学等の資料室等との連絡及び協力並びに研究及び研修に関すること。
- (12) その他部内他課の主管に属しないこと。

第19条及び第20条 削除

(資料整備課の事務)

第21条 資料整備課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 科学技術資料の選定、受入れ及び導入に関すること。
- (2) 科学技術資料の登録、分類、装備並びに目録の作成及び整備に関すること。
- (3) 科学技術資料の修理、整備、製本及び保管に関すること。
- (4) 講座、展示、研修会等の企画及び実施に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 神奈川県に関する文献情報（科学技術資料）の登録に関すること。

第22条 削除

第4章 雑則

(細部組織)

第22条の2 神奈川県立図書館長及び神奈川県立川崎図書館長は、必要と認めるときは、神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て、班、駐在事務所その他の特別の組織を設けることができる。

（実施細目）

第23条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県立図書館組織規則（昭和47年神奈川県教育委員会規則第13号）は、廃止する。

附 則（昭和60年3月30日教育委員会規則第7号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月31日教育委員会規則第8号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年9月21日教育委員会規則第16号）

この規則は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成5年10月19日教育委員会規則第10号）

この規則は、平成5年11月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日教育委員会規則第6号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日教育委員会規則第7号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日教育委員会規則第5号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日教育委員会規則第19号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日教育委員会規則第14号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日教育委員会規則第11号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月28日教育委員会規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日教育委員会規則第7号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。